

札幌市都市公園の維持管理に関する協定における
費用見直し等に関する確認書（前田森林公園、山口緑地、星置公園及び明日風
公園）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び札幌市都市公園条例（昭和32年条例第3号）第29条第1項の規定に基づき、令和5年3月24日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び公園緑化協会・ていねグリーンコンソーシアム（以下「乙」という。）が締結した札幌市都市公園の維持管理に関する協定書（以下「原協定書」という。）第27条、第38条及び別表の規定に基づき、令和5年4月から令和6年3月に発生した経費の変動等について協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第1条 協定により乙が管理する施設において、令和5年4月から令和6年3月までの期間における、光熱費高騰分について指定管理費を見直すこととし、甲は乙に対し「金1,405,000円」を支払う。

上記合意事項の内容を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を所持する。

令和6年3月27日

(甲) 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市

代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市中央区北1条東1丁目6番地16

公園緑化協会・ていねグリーンコンソーシアム

代表者 公益財団法人札幌市公園緑化協会

理事長